

---

プロジェクト IFRS 適用課題対応

項目 【報告事項】 IFRS 第 10 号「連結財務諸表」 投資企業と子会社

---

## I. 本資料の目的

1. 本資料は、2016 年 11 月開催の IFRS 解釈指針委員会（以下「IFRS-IC」という。）会議において議論された、IFRS 第 10 号「連結財務諸表」（以下「IFRS 第 10 号」という。）の投資企業と子会社の明確化に関し、2016 年 11 月に公表されたアジェンダ決定案に寄せられたコメントを踏まえ、2017 年 3 月開催の IFRS-IC で議論された内容及びアジェンダ決定の内容をご報告することを目的としている。なお、本資料について、本日の委員会においてご審議いただくことは予定していない。
2. 本論点については、2016 年 12 月 16 日に開催された第 9 回 IFRS 適用課題対応専門委員会（以下「第 9 回専門委員会」という。）において、アジェンダ決定案への対応についてご審議いただいている。論点の詳細な内容、2016 年 11 月の IFRS-IC の議論の概要等は別紙 2 に記載している。

## II. これまでの経緯

### 要望の概要

3. IFRS-IC は、特定の状況下における投資企業による子会社の連結の要否の評価について明確化を求める要望を受けた。

### 論点

4. 要望書の提出者は IFRS 第 10 号における投資企業の連結の例外規定を適用するにあたり実務上のばらつきが生じる可能性を識別しており、具体的に 4 つの点について質問していた。

### 2016 年 11 月の IFRS-IC 会議での議論の結果

5. 議論の結果、IFRS-IC は、要望者からの質問の内容は、（投資企業が特定の状況において IFRS 第 10 号の第 32 項を適用して子会社を連結するかどうかをどのように評価するのかを含む）IFRS 第 10 号における投資企業についての要求事項に関するものであるとして、質問の一部を書き換えた上で、IFRS 基準における原則及び要求事項は、次に示すとおり、4 つの質問のすべてについて企業が適切な会計処理を決定できる十分な基礎を提供していると結論付け、本論点をアジェンダに追加しないとするアジェンダ

決定案を公表した。

- (1) IFRS 第 10 号の第 27 項における投資企業の定義の 3 つの要素を有している企業は、たとえ当該企業が IFRS 第 10 号の第 28 項に列挙されている投資企業の典型的な特徴のうち 1 つ又は複数をも有していない場合であっても投資企業である。企業が典型的な特徴のうち 1 つ又は複数をも有していない場合には、定義の 3 つの要素を有しているかどうかを判定する際に追加的な判断を適用する（質問 1）。
- (2) IFRS 第 10 号の第 27 項(a)は、投資企業が投資者に投資管理サービスを提供していることを要求しているものの、IFRS 第 10 号は、投資企業がこれらのサービスをどのように提供しなければならないかを定めておらず、これらのサービスの履行を第三者に外注することを禁じてはいない。

したがって、投資者への投資管理サービスの提供に責任を負っている投資企業は、他の者を自らに代わってこれらのサービスの一部又は全部の履行に従事させることができる（すなわち、これらのサービスの一部又は全部の履行を外注することができる）（質問 2）。
- (3) 投資企業の子会社による（そして子会社の財務諸表において認識されている）受益所有者としての投資の保有は、(IFRS 第 10 号の第 32 項で定めている) 親会社である投資企業の投資活動に関連するサービスとは考えない（質問 3）。
- (4) IFRS 第 10 号の B85C 項から、投資企業は、投資に関連するサービスが自らの中心的な投資活動に付随するものであり、したがって投資企業の事業目的を変化させない限り、投資に関連するサービスを直接に又は子会社を通じて、第三者に提供することができる。

投資企業は、子会社が提供する投資管理サービス（第三者に提供されるものを含む）が投資企業の投資活動に関連するものかどうかを評価する。その場合、投資企業は、投資企業が自ら IFRS 第 10 号の第 27 項(b)における投資企業の定義の要素を有しているのかどうかを判定する際に、これらのサービスを含める。

投資企業は、投資企業の投資活動に関連するサービスを提供することを主たる目的及び活動とする投資企業でない子会社を、IFRS 第 10 号の第 32 項を適用して連結する（質問 4）。

### III. 2017 年 3 月の IFRS-IC 会議の概要

6. 2017 年 3 月の IFRS-IC 会議では、アジェンダ決定案に寄せられたコメントを踏まえた

議論が行われた。

7. IFRS-IC 会議では、アジェンダ決定案に寄せられた 3 通のコメントのうち、SAIC (The Swiss Association of Investment Companies) が示した次のコメントについて紹介された。

- (1) 投資企業の 100%子会社については、IFRS 第 10 号の第 27 項の 3 つの定義を満たしていることのみをもって、追加の検討なしに投資企業であると結論付けるべきではない。
- (2) IFRS 第 10 号では、投資企業である子会社は、親会社の連結財務諸表上、連結の対象とはならず、子会社自体が公正価値評価されることとなる。これにより、子会社である投資企業が有する投資対象に関する重要な情報が親会社の連結財務諸表においてわからなくなってしまう。スイスではこのような結果を補うため、規制当局が追加の開示事項を要求している。
- (3) SAIC は、IFRS 第 10 号の第 28 項(b)及び(c)の定めをより重視して、これらに該当する投資企業である子会社は親会社の営業の延長として活動を行っている子会社として、連結対象とすることを認めることを提案している。

**IFRS 第10号第28項**

企業は、第27項に記述した定義に自らが該当するかどうかを評価する際に、次のような投資企業の典型的な特徴を有しているかどうかを考慮しなければならない。

(b) 複数の投資者がいる (B85Q 項から B85S 項参照)。

(c) 企業の関連当事者ではない複数の投資者がいる (B85T 項から B85U 項参照)。

8. IASB スタッフは、SAIC からのコメントを分析した上で、次の理由により 2016 年 11 月のアジェンダ決定案を修正せずに最終化することを提案した。
- (1) IFRS 第 10 号の第 27 項に示した投資企業の定義の 3 つの要素を有している企業は投資企業である旨は同 B85A 項において明確に示されている。
- (2) 投資企業である子会社を連結対象とはせず公正価値評価する点については、IFRS 第 10 号の開発時 (2012 年) 及び修正時 (2014 年) において既に検討されている。
- (3) IASB は IFRS 第 10 号の PIR において投資企業に適用される要求事項に関する効果について評価することとなっている。
9. 議論の結果、基本的な内容については 2016 年 11 月のアジェンダ決定案を踏襲するも

のの、主に次の事項について対応したアジェンダ決定が公表された。

- (1) IFRS 第 10 号の第 27 項の 3 つの定義を満たす企業は投資企業であることがより明確となるように、「企業が（同第 28 項の）典型的な特徴のうち 1 つ又は複数を有していない場合には、（同第 27 項の）定義の 3 つの要素を有しているかどうかを判定する際に追加的な判断を適用する。」という一文は削除する。
- (2) IASB への報告事項として、投資企業である子会社の連結に関する暫定的アジェンダ決定に対するフィードバックを、IFRS 第 10 号の適用後レビューの一環として検討を行うために報告する旨を追加する。

以 上

(別紙 1)

## IFRIC Update に掲載された「アジェンダ決定」の仮訳

## IFRS 第 10 号「連結財務諸表」——投資企業と子会社（アジェンダ・ペーパー8A）

委員会は、IFRS 第 10 号における投資企業についての要求事項（企業が IFRS 第 10 号の第 27 項及び第 28 項の要求事項をどのように適用するのか、及び投資企業が特定の状況において IFRS 第 10 号の第 32 項を適用して子会社を連結するかどうかをどのように評価するのかを含む）に関する要望を受けた。委員会は下記の質問について議論した。

- a. 企業が IFRS 第 10 号の第 27 項に記述された 3 つの要素のすべてを有しているが、IFRS 第 10 号の第 28 項に列挙されている投資企業の典型的な特徴のうちの 1 つ又は複数を有していない場合、投資企業の要件を満たすか。（質問 a）
- b. 企業が投資管理サービスの履行を第三者に外注している場合に、企業は投資者への投資管理サービス（IFRS 第 10 号の第 27 項(a)で定められている）を提供しているのか。（質問 b）
- c. 投資企業は、投資関連サービスを、自身で又は子会社を通じて、第三者にどの程度提供することができるのか。（質問 c）
- d. 子会社は、投資ポートフォリオを受益所有者として保有することによって、親会社である投資企業の投資活動に関連するサービス（IFRS 第 10 号の第 32 項で定められている）を提供しているのか。（質問 d）

## 質問 a

IFRS 第 10 号の第 27 項は、企業が投資企業に該当するために有していなければならない 3 つの要素を列挙している。IFRS 第 10 号の B85A 項は、企業が投資企業なのかどうかを判定する際にすべての事実及び状況を検討することの重要性を強調し、第 27 項における投資企業の定義の 3 つの要素を有している企業が投資企業であると述べている。B85B 項から B85M 項は、定義の要素をさらに詳細に記述している。

IFRS 第 10 号の第 28 項は、企業が第 27 項における 3 つの要素を有しているかどうかを判定する際に考慮する典型的な特徴を列挙しており、これらの特徴のいずれかが欠けていても必ずしも企業が投資企業に該当しなくなるわけではないと述べている。IFRS 第 10 号の B85N 項は、IFRS 第 10 号の第 28 項に列挙されている投資企業の典型的な特徴のうちの 1 つ又は複数が欠けていることは、企業が投資企業なのかどうかを判定する際に追加的な判

断が要求されることを示すものである旨を明確化している。

したがって、委員会は、IFRS 第 10 号の第 27 項における投資企業の定義の 3 つの要素を有している企業は投資企業であると結論を下した。これは、たとえ当該企業が IFRS 第 10 号の第 28 項に列挙されている投資企業の典型的な特徴のうち 1 つ又は複数をもっていない場合であっても当てはまる。

#### 質問 b

IFRS 第 10 号の第 27 項(a)は、投資企業が投資者に投資管理サービスを提供していることを要求している。IFRS 第 10 号は、投資企業がこれらのサービスをどのように提供しなければならないのかを定めておらず、これらのサービスの履行を第三者に外注することを禁じてはいない。

したがって、委員会は、投資者への投資管理サービスの提供に責任を負っている投資企業は、他の者を自らに代わってこれらのサービスの一部又は全部の履行に従事させることができる（すなわち、これらのサービスの一部又は全部の履行を外注することができる）と結論を下した。

#### 質問 c

IFRS 第 10 号の第 27 項(b)は、投資企業の事業目的は資本増価、投資収益又はその両方のためにのみ投資することであると定めている。IFRS 第 10 号の B85C 項は、投資企業は、企業が引き続き投資企業の定義を満たす限り、投資に関連するサービスを直接に又は子会社を通じて、投資者のほかに第三者に提供していてもよい（たとえ当該活動が企業にとって実質的なものであっても）と述べている。

したがって、委員会は、投資企業は、投資に関連するサービスが自らの中心的な投資活動に付随するものであり、したがって投資企業の事業目的を変化させない限り、投資に関連するサービスを直接に又は子会社を通じて、第三者に提供できると結論を下した。

委員会は、投資企業は子会社が提供する投資管理サービス（第三者に提供されるものを含む）が投資企業の投資活動に関連するものかどうかを評価することに着目した。その場合、投資企業は、投資企業が自ら IFRS 第 10 号の第 27 項(b)における投資企業の定義の要素を有しているのかどうかを判定する際に、これらのサービスを含める。

委員会は、IFRS 第 10 号の第 32 項を適用して、投資企業は、主たる目的及び活動が投資企業の投資活動に関連するサービスを提供することである投資企業でない子会社を連結

することにも留意した。

#### 質問 d

委員会は、質問 d に類似した質問を過去に議論していたことに着目した。2014 年 3 月の会議で、委員会は、子会社が投資を税務の最適化の目的で保有していて当該子会社の中に活動が何もない場合には、当該子会社は投資に関連したサービス又は活動を提供していないという結論を記載したアジェンダ決定を公表した。

同様に、委員会は、投資企業は受益所有者としての子会社による（そして子会社の財務諸表において認識されている）投資の保有を、親会社である投資企業の投資活動に関連するサービス（IFRS 第 10 号の第 32 項で定めている）とは考えないと結論を下した。

4 つの質問のすべて（すなわち、質問 a から d）について、委員会は、IFRS 基準における原則及び要求事項が、特定された状況のそれぞれにおける適切な会計処理を企業が決定できる十分な基礎を提供していると結論を下した。したがって、委員会はこの事項を基準設定アジェンダに追加しないことを決定した。

#### **アジェンダ・ペーパー8A：審議会への報告書**

投資企業である子会社の連結に関する暫定的アジェンダ決定に対するフィードバックが、IFRS 第 10 号の適用後レビューの一環として、審議会に検討のため報告される。

(別紙 2)

## 第 9 回専門委員会資料抜粋

### I. 背景

#### 関連する規定

1. IFRS 第 10 号は、2014 年 12 月に投資企業の連結の例外規定の適用に関連し、「子会社を有する投資企業（以下、「親会社」という。）」の投資活動に関連するサービスを提供する子会社の取扱いについて軽微な明確化を導入すること等を目的とした狭い範囲の修正が行われている。本修正については、2016 年 1 月 1 日以降開始する会計年度から適用されている。早期適用は可能である。
2. IFRS 第 10 号第 31 項及び第 32 項は、投資企業における連結の例外規定として、次の事項を定めている。(図 1 参照)
  - (1) 投資企業が子会社を連結することは原則として禁止されており、その代わり子会社に対する投資を IFRS 第 9 号「金融商品」に従って純損益を通じて公正価値で測定しなければならない (IFRS 第 10 号第 31 項)。
  - (2) ただし、子会社が①投資企業ではなく、かつ、②その主要な目的と活動が親会社である投資企業の投資活動に関連するサービスを提供することである場合には、その子会社は投資企業の連結対象としなければならない (IFRS 第 10 号第 32 項)。

#### IFRS 第 10 号第 31 項

第 32 項で述べる場合を除き、投資企業は、子会社を連結してはならず、また、他の企業の支配を獲得した時に IFRS 第 3 号を適用してはならない。それに代えて、投資企業は、子会社に対する投資を IFRS 第 9 号「金融商品」<sup>1</sup>に従って純損益を通じて公正価値で測定しなければならない。

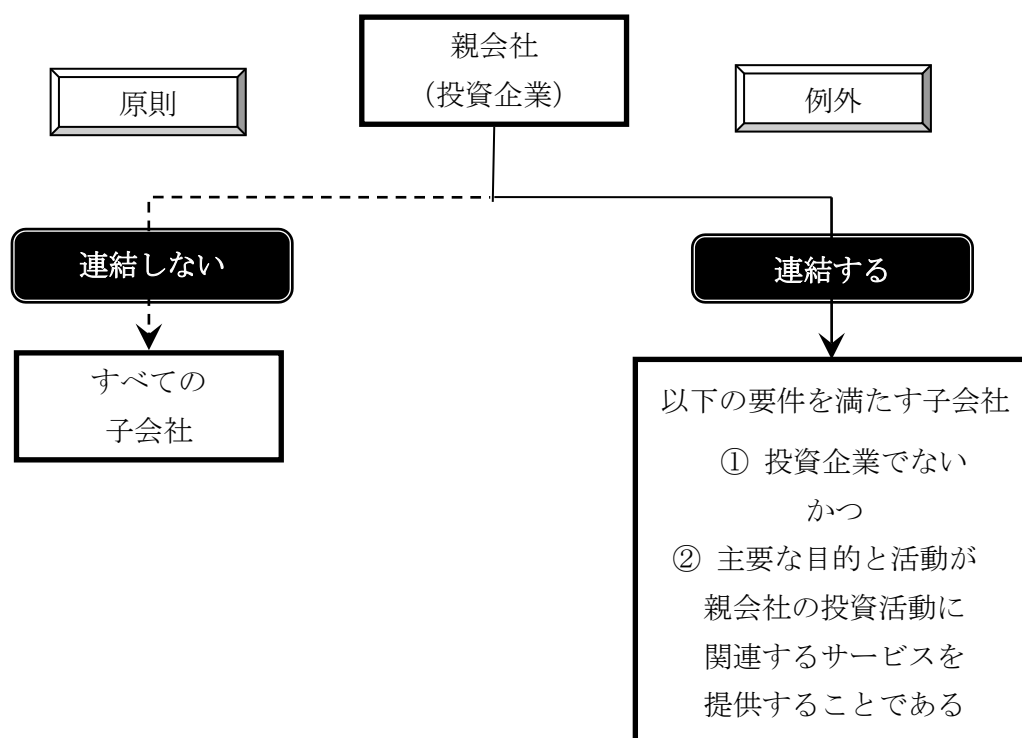
#### IFRS 第 10 号第 32 項

第 31 項の要求にかかわらず、自身が投資企業ではなく、主たる目的及び活動が投資企業の投資活動に関連するサービスを提供することである子会社を投資企業が有している場合 (B85C 項から B85E 項参照) には、投資企業は当該子会社を本基準の第 19 項から第 26 項に従って連結し、こうした子会社の取得に IFRS 第 3 号の要求事項を適用しなければならない。

<sup>1</sup> IFRS 第10号の C7項において、「企業が本基準を適用するが、まだ IFRS 第9号を適用していない場合には、本基準における IFRS 第9号への参照はすべて IAS 第39号「金融商品：認識及び測定」への参照に読み替えなければならない。」とされている。



図1 IFRS 第10号における投資企業の連結の例外規定



3. また、IFRS 第10号第27項及び第28項では、投資企業の定義を構成する3つの要素及び投資企業の典型的な特徴が記述されている。

**IFRS 第10号第27項（強調追加）**

親会社は、自らが投資企業なのかどうかを決定しなければならない。投資企業は、次のすべてに該当する企業である。

- (a) 投資者から、当該投資者に投資管理サービスを提供する目的で資金を得ている。
- (b) 投資者に対して、自らの事業目的は資本増価、投資収益、又はその両方からのリターンのためだけに資金を投資することであると確約している。
- (c) 投資のほとんどすべての測定及び業績評価を公正価値ベースで行っている。

B85A 項から B85M 項は、関連する適用指針を示している。

**IFRS 第10号第28項（強調追加）**

企業は、第27項に記述した定義に自らが該当するかどうかを評価する際に、次のような投資企業の典型的な特徴を有しているかどうかを考慮しなければならない。

(d) 複数の投資を有している (B850 項から B85P 項参照)。

(e) 複数の投資者がいる (B85Q 項から B85S 項参照)。

(f) 企業の関連当事者ではない複数の投資者がいる (B85T 項から B85U 項参照)。

(g) 資本持分又は類似の持分の形式での所有持分を有している (B85V 項から B85W 項参照)。

これらの典型的な特徴のいずれかが欠けているとしても、必ずしも投資企業としての分類に不適格となるわけではない。これらの典型的な特徴の全部を有しているわけではない投資企業は、IFRS 第 12 号「他の企業への関与の開示」の第 9A 項で要求している追加的な開示を提供する。

## 要望の概要

4. IFRS-IC は、特定の状況下における投資企業による子会社の連結の要否の評価について明確化を求める要望を受けた。
5. 要望書の提出者は IFRS 第 10 号における投資企業の連結の例外規定を適用するにあたり実務上のばらつきが生じる可能性を識別しており、以下の 4 点について質問している。
  - (質問 1) 投資企業の定義 (IFRS 第 10 号第 27 項) を満たすものの、投資企業の典型的な特徴 (同第 28 項) のすべてを有していない子会社は投資企業に該当するのか。
  - (質問 2) 投資企業の定義のうち、「投資者に投資管理サービスを提供する」(IFRS 第 10 号第 27 項(a)) について、第三者に当該サービスの提供を外部委託している子会社でも該当するのか。
  - (質問 3) 子会社が自らの投資ポートフォリオを有する以外の活動を行っていない場合、当該子会社は親会社の投資活動に関連するサービス (IFRS 第 10 号第 32 項) を提供しているといえるのか。
  - (質問 4) 投資企業は、投資に関連するサービスをどの程度、直接に又は子会社を通じて第三者に提供できるのか。

## II. 2016 年 11 月開催の IFRS-IC 会議における議論

### IASB スタッフによる提案

- IASB スタッフは、本資料第 7 項に示した 4 つの質問について、それぞれ次の分析結果と結論を提示したうえで、IFRS-IC のアジェンダに追加しないとするアジェンダ決定案を公表することを提案した。

#### 質問 1 (子会社が投資企業に該当するか) について

- 要望書の提出者は、具体的には、IFRS 第 10 号第 27 項の 3 つの要件を満たすものの、投資者が単一であるため同第 28 項 (b) 及び (c) の特徴を有していない子会社について、投資企業に該当するかどうかを質問している。
- スタッフは、IFRS 第 10 号第 27 項及び第 28 項の定めに加え、同 B85A 項及び B85N 項を参照し、同第 27 項の 3 つの要件を満たす企業は投資企業であり、それは企業が同第 28 項に示されている投資企業の典型的な特徴のすべてを有していない場合でも同様であると結論づけた。
- なお、スタッフは IFRS 第 10 号 B850 項から B85W 項において、同第 28 項の要件を満たさない場合の例示が示されていることも指摘した。

#### 質問 2 (投資管理サービスの第三者への外部委託) について

- 要望書の提出者は、具体的には、IFRS 第 10 号第 27 項の 3 つの要件を満たすものの、投資者への投資管理サービスの提供 (同第 27 項 (a)) を第三者に外部委託する子会社について、投資企業に該当するかどうかを質問している。
- IFRS 第 10 号の第 27 項 (a) 及び BC237 項<sup>2)</sup>において、企業がどのように投資管理サービスを提供するかについては特定されていない。
- スタッフは、IFRS 第 10 号第 27 項 (a) の規定は、投資企業は投資管理サービスを投資者に提供する責任を負っていることを意味しており、当該責任は投資企業が自ら直接投資管理サービスを提供することでも、第三者に一部又は全部を委託して提供することでも果たすことは可能であることから、企業が第三者に外部委託している場合であっても、投資者に投資管理サービスを提供していることになると結論づけた。

#### 質問 3 (投資保有以外の活動を行っていない子会社) について

- 要望書の提出者は、具体的には、投資を実質的な所有者として保有しており、かつ、個別財務諸表において資産として認識している子会社が、他の活動を行っていない場

---

<sup>2)</sup> IFRS 第 10 号 BC237 項

当審議会は、投資企業の不可欠な活動の 1 つは、投資者に投資管理サービスを提供するために投資者から資金を得ることであることを留意した。当審議会は、この投資管理サービスの提供が投資企業と他の企業とを区別するものであると考えている。したがって、当審議会は、投資企業の定義では、投資企業が投資者から資金を得て投資者に投資管理サービスを提供することを記述すべきだと決定した。

合に、親会社の投資活動に関連するサービス（IFRS 第 10 号第 32 項）を提供しているといえるのかどうかを質問している。

14. IFRS 第 10 号第 32 項は「（親会社である）投資企業の投資活動に関連するサービス」について定義していないものの、同 B85C 項及び B85D 項にその例示が示されている。
15. 過去の IFRS-IC 会議<sup>3</sup>において、親会社は税務コストの最適化を目的に設立された子会社を公正価値で測定すべきであるとするアジェンダ決定が行われているが、その過程で IFRS-IC は、投資を保有することのみでは親会社の投資活動に関連するサービス又は活動を提供しているとはいえないと結論づけている。
16. 本資料第 16 項及び第 17 項に記載した理由から、スタッフは、現行の IFRS 第 10 号における要求事項の適用において異なった結論となる理由が見当たらないとして、子会社による投資の保有は親会社の投資活動に関連するサービスの提供には該当しないと結論づけた。
17. さらに、スタッフは、実質的な所有者として投資を保有する以外の活動を行っていない子会社は投資企業の連結対象にはならないとも結論づけている。

#### 質問 4（投資企業が投資関連サービスを第三者に提供できる程度）について

18. 要望書の提出者は、具体的には、投資企業でない子会社が投資関連サービスを第三者に提供している例を挙げ、子会社が第三者に提供する投資関連サービスの重要性によって親会社が投資企業の定義を満たさなくなる可能性があるかどうかを質問している。
19. スタッフは、次のように分析した結果、投資企業である親会社の中心的な投資活動に付随するもので、その事業目的を変えないものである限りは（たとえ実質的なものであっても）、親会社・子会社ともに、投資関連サービスを第三者に提供することは可能であると結論付けた。
  - (1) IFRS 第 10 号第 32 項は、主たる目的及び活動が、親会社の投資活動に関連するサービスを提供することである、投資企業でない子会社を連結することを要求している。したがって、親会社は、まず、子会社が第三者に提供するサービスが自らの投資活動に関連するサービスであるかどうかを評価することが求められる。
  - (2) スタッフは、投資企業でない子会社が提供するサービスが、親会社の投資活動に関連するものではないケースがありうることに留意した。例えば、親会社が、資本増価、投資収益、又はその両方からのリターンを得ることを目的とした資金投

---

<sup>3</sup> IFRS 第 10 号「連結財務諸表：投資企業の修正」—投資関連のサービス又は活動の定義（2014 年 3 月開催）

資の一環として、第三者からの手数料と交換に投資関連サービスを提供することを事業目的とした企業に投資することが考えられる。

このようなケースでは、子会社は親会社の営業の延長として活動を行っているのではなく、自らの手数料ビジネスとして活動を行っていることから、親会社は当該子会社を純損益を通じて公正価値で測定する。

- (3) 親会社は、投資企業でない子会社の保有が、自らにとって投資なのか、それとも営業の延長なのかを決定した後、直接に又は子会社を通じて第三者に提供する投資関連サービスが、投資企業の定義を定める IFRS 第 10 号第 27 項 (b) の要件に該当するか検討する。この点、同 B85C 項では、投資企業は、企業が引き続き投資企業の定義を満たす限り、投資関連サービスが企業にとってたとえ実質的なものであっても、直接に又は子会社を通じて、投資企業の投資者のほか第三者に提供していてもよいとされている。
- (4) また、IFRS 第 10 号 BC240F 項<sup>4</sup>では、IASB は、自らが投資企業に該当するのかどうかを企業が評価する際には、第三者へのサービスの提供が中心的な投資活動に付随するものなのかどうかを考慮することに留意したことが記述されている。
- (5) したがって、親会社は、第三者に提供するサービスが自らの事業目的を変更するほどの重要性がない限りにおいて、(たとえ実質的なものであっても) 投資企業の定義を満たすことができると考えられる。
- (6) なお、スタッフは、企業の事業目的が①資本増価、投資収益、又はその両方からのリターンのためだけに資金を投資することである(から IFRS 第 10 号第 27 項 (b) の要件を満たす) のか、あるいは、②第三者に投資関連サービスを提供することである(から同項の要件を満たさない) のかは、多くの場合、明確であることを想定しているが、時には、判断が必要となる可能性もあると分析している。

## IFRS-IC 会議で示された主な意見

20. IASB スタッフが示した提案については、IFRS-IC のメンバーから同意する意見が多く聞かれたが、アジェンダ決定案の文言等について、アジェンダ・ペーパーに記載され

<sup>4</sup> IFRS 第 10 号 BC240F 項

したがって、当審議会は、企業が自らが投資企業に該当するのかどうかを評価する際には、第三者へのサービスの提供が中心的な投資活動に付随するものなのかどうかを考慮することに留意した。しかし、投資企業の定義は、企業の目的が資本増価、投資収益(配当、金利及び賃貸収益など)又はその両方のためだけに投資することであることを要求している(IFRS 第 10 号の B85B 項参照)。したがって、主たる目的が第三者からの対価と交換に投資関連サービスを提供することである企業は、投資企業の事業目的とは異なる事業目的を有している。これは企業の主たる活動がサービスと交換に手数料収益を稼得することであるからである。これと対照的に、投資企業に該当する企業については、こうした手数料収益(金額が多額となる可能性がある)が、中心的な投資活動(資本増価、投資収益又はその両方の稼得のために設計されている)から得られる。

ている適用指針への参照等、スタッフの分析内容が十分に織り込まれていない点があることや、投資企業の定義については投資企業の子会社だけではなくすべての企業に対して適用されるものであることから、文案を修正するようとのコメントがあった。

## IFRS-IC 会議での議論の結果

21. 議論の結果、次の内容のアジェンダ決定案が公表された（公表されたアジェンダ決定案の仮訳を別紙1に記載している）。

(1) 本資料第22項に記載した IFRS-IC で示された主な意見を受け、要望書に記載された4つの質問のうち、質問1及び質問2については以下の内容に書き換えられた。

要望書の内容	アジェンダ決定案
<p>(質問1) 投資企業の定義（IFRS 第10号第27項）を満たすものの、投資企業の典型的な特徴（同第28項）のすべてを有していない<u>子会社</u>は投資企業に該当するのか。</p>	<p>(質問a) <u>企業</u>がIFRS 第10号の第27項に記述された3つの要素のすべてを有しているものの、IFRS 第10号の第28項に列挙されている投資企業の典型的な特徴のうち1つ又は複数をも有していない場合に、投資企業の要件を満たすか。</p>
<p>(質問2) 投資企業の定義のうち、「投資者に投資管理サービスを提供する」（IFRS 第10号第27項(a)）について、第三者に当該サービスの提供を外部委託している<u>子会社</u>でも該当するのか。</p>	<p>(質問b) <u>企業</u>が投資管理サービスの履行を第三者に外注している場合に、<u>企業</u>は投資者への投資管理サービス（IFRS 第10号の第27項(a)で定められている）を提供しているのか。</p>

(2) IFRS-IC は、要望書に記載された4つの質問すべてについて、IFRS 第10号の適用方法及びその結論を示したうえで、IFRS 基準の原則及び要求事項は、企業がそれぞれの特殊な状況において子会社の会計処理方法を決定するにあたり、十分な指針を提供していると結論を下した。

(3) したがって、IFRS-IC は、この論点をアジェンダに追加しない。

以上